

産業医科大学若松病院における人生の最終段階における医療の決定プロセスに関する指針 (Ver. 1.0)

1. 基本方針

当院では厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、人生の最終段階を迎える患者に対し、患者本人（以下本人）の意思決定を尊重し、多職種で構成される医療・ケアチームで患者とその家族等に対して適切な説明と話し合いを行い、本人の意思決定を基本とし医療・ケアを進めるものとする。

2. 人生の最終段階（終末期）の定義

厚生労働省は、平成 19 年ガイドライン中の「終末期医療」という言葉を、平成 27 年 3 月に「人生の最終段階」と言い換える改定を行っている。人生の最終段階（終末期）の定義については明確に記載されておらず、解説において「人生の最終段階には、がんの末期のように、予後が数日から長くとも 2～3 ヶ月と予測ができる場合、慢性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合」があげられ、「どのような状態が終末期かは、患者の状態を踏まえて、医療・ケアチームの適切かつ妥当な判断によるべき」としている。

本指針では、主治医を含む複数の医師及び看護師、その他必要な医療スタッフによる客観的な判断に基づいて、適切な医療の継続にもかかわらず、回復の見込みがなく死が予測される状態を人生の最終段階とする。

3. 人生の最終段階における医療・ケアのあり方

- ① 医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて患者、家族等多職種の医療従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本とし、人生の最終段階における医療・ケアを実施する。
- ② 患者の意思は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えられるような支援をし、本人との話し合いを繰り返し行う。また、患者が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者を含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。
- ③ 人生の最終段階における医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームによって医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断する。
- ④ 医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行う。
- ⑤ 生命を短縮させる意図を持つ積極的安楽死は許容しない。

4. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

人生の最終段階における医療・ケアの方針決定は次の手段によるものとする。

1) 本人の意思が確認できる場合

- ① 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本とし、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針を決定する。

- ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるよう支援を行う。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。
- ③ このプロセスにおいて話し合った内容ならびに確認事項は、その都度、診療録に記載する。

2) 本人の意思が確認できない場合

本人の意思が確認できない場合は、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- ① 家族等が本人の意思を推定できる場合は、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の方針をとる。
- ② 家族が本人の意思を推定できない場合は、患者にとって何が最善であるかについて、家族等と十分に話し合い、患者にとっての最善の方針をとることを基本とする。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更に応じて、このプロセスを繰り返し行う。
- ③ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者にとっての最善の方針をとることを基本とする。
- ④ このプロセスにおいて話し合った内容ならびに確認事項は、その都度、診療録に記載する。

3) 医療・ケアチーム内で判断がつかない場合

上記1) 及び2) の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

等については、複数の専門職からなる話し合いの場を別途設置し、方針等について検討する、もしくは産業医科大学病院倫理委員会ならびに臨床倫理コンサルテーションからの助言を踏まえて方針の決定を行う。

5. 本指針の改定

本指針は、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月）の改訂が公表された際には、その改訂内容に基づき改定することとする。

産業医科大学若松病院
2025 年 4 月 1 日 策定